

令和6年度介護福祉士実務者研修受講料補助金に関する Q&A

1. 申請要件について

- ① 現在、求職中なのですが、申請できますか。

市内の介護・障害事業所、その他市長が適当であると認める施設に勤務する方が対象ですので、申請できません。

- ② 現在、市外の事業所に勤務をしているのですが、申請できますか。

市内の介護・障害事業所に勤務する方が対象ですので、申請できません。

- ③ 現在、病院に勤務しているのですが、申請できますか。

市内の介護・障害事業所に勤務する方が対象ですので、申請できません。

- ④ 現在、派遣職員として対象事業所に勤務しているのですが、申請できますか。

派遣職員はあくまでも人材派遣会社からの一時的な人材とみなされるため、補助金の趣旨である「本市における介護人材の確保」の推進から外れることから、申請できません。
※永年契約であっても同様の取扱いとします。

- ⑤ すでに研修を修了しているのですが、申請できますか。

原則として、修了後は申請できません。令和5年度中（5年4月1日～6年3月31日）に修了する方が対象となりますので、令和4年度以前に修了した方及び令和6年度以降に修了予定の方は申請できません。

- ⑥ 来年度、介護福祉士国家試験の受験資格が得られるため受験予定なのですが、申請できますか。

また、再来年度に受験資格が得られる場合は、どうですか。

来年度（令和6年4月～令和7年3月）、受験資格が得られる場合は、申請できます。
ただし、来年度に実施される試験に合格するよう努めてください。

また、再来年度（令和7年4月～令和8年3月）に受験資格が得られる場合は、来年度に実施される試験に合格することが不可能であるため、申請できません。

⑦ 翌年度までに国家試験に合格できなかつたり、3年経過する前に家庭の事情などで退職したりした場合は、補助金を返金しなければならないのですか。

返金は不要です。ただし、2年以内に試験に合格するよう、または現在の事業所に引き続き勤務するよう努めてください。

⑧ 勤務先から受講料に対する補助を受けていますが、申請できますか。

受けられます。ただし、受講料から勤務先やほかの団体等から受けている補助金を差し引いた金額が、補助金の対象となります。

また、新潟県は「現任者向け資格取得支援事業」により実務者研修の受講料に対する補助金（県補助金）を交付しますが、県補助金を受ける方と受けない方がいる場合、市は県補助金を受けない方に対して優先的に交付します。

⑨ 勤務先やほかの団体等から受けている補助金とは、具体的にどのようなものが該当しますか。

次のようなものが該当します。

- ・ 新潟県が行う「現任者向け資格取得支援事業」による補助金
- ・ 勤務先が独自で行う資格取得や研修受講に対する補助金・助成金等（⇒続きます）

- ・ 厚生労働省が行う「教育訓練給付金制度」による給付金 など

詳しくは、福祉総務課までお問い合わせください。

なお、介護福祉士実務者研修受講料補助金の交付を受けた場合、「教育訓練給付金制度」による給付金の一部を返金する必要がある可能性がありますので、当該給付金の手続きを行ったハローワークに、必ずご確認ください。

2. 申請額について

- ① 補助を申請する受講料の額は、税込ですか、税別ですか。

税込の額で申請してください。受講料が確認できるもの（パンフレット等）に書いてある金額が税別表記であった場合、交付申請書に記載する際には、税額を加算してください。

- ② 実務者研修のほかに別のコースもセットで申込をしている場合、全額が補助対象となりますか。

原則として、実務者研修分の受講料のみが補助対象になります。

実務者研修分受講料と別のコースの受講料が確認できる書類（請求書等）を一緒に提出してください。なお、それらの書類がお手元にはない場合は、受講される講座の運営会社等にお問い合わせください。

- ③ 実務者研修の補習を受ける際に受講料とは別に補習代が発生する場合、補習代も補助対象となりますか。

補助対象経費は実務者研修の当初の受講料のみであり、補習代は補助対象となりません。

3. 補助金の交付について

- ① 要件を満たしていれば、申請額どおりの補助を必ず受けられますか。

市の予算の範囲内で交付します。申請者数が多く予算額を超えることが見込まれる場合は、上限交付金額を調整することがあります。

- ② 受講は年度内に修了していても、受講料の支払いが年度内に終わらない場合は、補助金はもらえませんか。

原則として、支払いが完了していない場合、補助金の交付は行いません。ただし、受講する講座によっては可能な場合もございますので、福祉総務課にご相談ください。

4. 手続きについて

- ① 申請手続きはどのように行えばよいですか。

所定の申請書を勤務先の事業者にご提出ください。申請書の最下部に記載のとおり、その後の手続きについては事業者に委任していただき、市と事業者の間で行います。

- ② 受講が修了した後の実績報告はどうすればよいですか。

研修の**修了証明書**と**受講料の領収書**を勤務先の事業者にご提出ください。事業者がそれをもとに実績報告書を作成し、市に提出します。

市は、提出された実績報告に基づき金額を確定し、事業者を經由して補助金を支払います。（※市から直接受講者に交付することはありません。）